

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成九年十一月二七日

右被告指定代理人

伊藤 繁 小野新司 高橋一史 菅原 学 小笠原 修

右被告訴訟代理人

鈴木 實

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

準備書面（七）

被告は、これまでの原告の主張を踏まえ、歯周治療用装置、暫間被覆冠及び本件各患者に対する処置に係る主張を補充・敷衍して次のとおり主張する。

第一 歯周治療用装置及び暫間被覆冠について

一 歯周治療用装置について

1 歯周治療用装置の意義については、被告の平成八年六月二四日付け準備書面（二）（以下「被告準備書面（二）」という。）の第二の一の1において述べたとおりである。すなわち、歯冠修復あるいは欠損補綴を必要とする歯を有し、しかも歯槽膿漏症に罹患している患者に歯周治療を行う際、最終的な治療として歯冠修復あるいは欠損補綴を行なうまでの間に残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠又は床義歯が歯周治療用装置である。

2 ところで、歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために、発炎性因子となっている不適な冠等を除去した後、残存歯の保護と咬合の回復のために行う暫間補綴物（歯周治療用装置）は、大きな意義をもっている。（乙第一五号証の「歯周治療学」の二二四頁の「L・暫間補綴物の作成・装着」の項参照）。

したがって、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、暫間補綴物（歯周治療用装置）は、歯周治療の早期の段階において作製、装着する必要がある。このことは、乙第一五号証の「歯周治療学」の「暫間補綴物の作製・装着」の項目が、「第14章・歯周疾患の治療計画」の「3・初期治療の各段階」の項目の中の一つに挙げられていることや、日本歯科医師会作成の「歯周治療のルート・（1）治療計画書に基づく場合」（乙第一八号証）や東京都歯科医師会作成の「歯槽膿漏症の歯周検査、指導料、初期治療等の関連（・）・治療計画書による場合」（乙第一九号証）の記載からも明らかである。

このような、医学常識を前提にして、歯周治療用装置の点数算定の要件が算定告示（乙第九号証の四六七頁の「・018 歯周治療用装置」）及び保険発二五号通知（乙第一一号証の二〇六頁の4の（1））に定められており、算定告示及び保険発二五号通知は、長期の

治療期間が予測される患者に対して歯周治療を行う際、治療計画書に基づき、歯周治療の早期の段階で、積極的に歯周疾患の改善を図り、残存歯の保護と咬合の回復を図る目的のために被覆冠又は床義歯を装着した場合にその点数を算定できるとしているのである。

3 ところで、原告は、平成九年五月八日付け準備書面の第一の二において、保険発二五号通知によって歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に該当する要件を、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に行われること、即ち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われるものでないこと、・残存歯の保護と咬合の回復のために行われることであり、本件各患者に対する処置はいずれも右要件を満たしている旨主張する。

しかしながら、前記のとおり、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着されるものであり、乙第一八号証及び第一九号証からも明らかなように、歯周治療用装置の装着後も歯周初期治療（歯石除去、歯周ポケット搔爬）、歯周外科治療等が行われるのが医学常識である。ところが、原告の場合は最終補綴物の製作に着手する一週間前に被覆冠を装着し、しかも、その後歯周初期治療や歯周外科治療等を行っていないのであるから、治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したものであることができないことは明らかであり、歯周治療用装置として点数を算定することができないことは当然である。

二 暫間被覆冠について

1 暫間被覆冠の意義については、被告準備書面（二）の第二の二の1において述べたとおりである。すなわち、暫間被覆冠は、最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として行うものであり、鑄造冠などの歯冠形成を行った場合、象牙質の露出による歯の疼痛や細菌感染などを防ぐため、また、咬合及び歯列の変化を防ぐために、暫間的にその歯冠形成を行った歯に仮着材料を用いて装着する物をいう。

2 ところで、算定告示の「第2章 特掲診療料」の「第12部 歯冠修復及び欠損補綴」の「通則」の1は「歯冠修復及び欠損補綴の費用は、特に規定する場合を除き、第1節の各区分の所定点数及び第2節に掲げる特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定する。」と規定しており（乙第九号証の四七八頁）、歯冠修復及び欠損補綴の費用に含まれるものであっても、点数が規定されてあるもの以外は独立して点数を算定することができない（なお、保険発二五号通知は「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧排、歯肉整形、歯肉息肉除去、特定薬剤等の費用は、それぞれの所定点数に含まれる。」と規定している（乙第一一号証の二二二頁の（歯冠修復及び欠損補綴）の〈通則〉の9）が、右規定は、算定告示を受けて当然のことを定めているにすぎない。）。

したがって、算定告示において歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として行う暫間被覆冠について点数を算定する旨の規定がない以上、暫間被覆冠について点数を算定することができないのは当然である。

3 なお、原告は、平成九年五月八日付け準備書面の第二の一の1において、「被告は、歯周治療用装置とは歯肉の状態が改善したことを確認する『再評価検査』以前に行われた被覆冠を言い、『暫間被覆冠』とは『再評価検査』以降に行われた被覆冠を主張するものであるのか否か、即ち、被告は『再評価検査』実施の前後によって、『歯周治療用装置』と『暫間被覆冠』とを区別すべきものと主張するものであるか否か」と求釈明した。

この求釈明に対して、被告は平成九年七月一四日付け準備書面（五）の一の1において、「再評価検査実施の前後によって、歯周治療用装置と暫間被覆冠を区別すべきものと主張するものではない」と釈明したが、さらに次のように補足する。 4 歯周治療において、歯冠修復あるいは欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為は、再評価検査で歯肉の状態が健全であることを確認した後に着手するのが原則であるが、実際には、再評価検査で歯肉の状態が健全であることを確認する以前から歯冠修復あるいは欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為に着手する場合がある（原告の主張を前提にすれば、本件も後者に当たることになる。）から、再評価検査実施の前後によって歯周治療用装置と暫間被覆冠とを区別すべきものではない。

例えば、歯肉の状態が健全であることを確認する前であってもメタルコア（注1）を製作するための印象採得（注2）を行う場合がある（原告の主張はこれに当たる。）が、メタルコアを製作するまでの間に被覆冠を装着する場合は、歯冠修復あるいは欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為に該当し、メタルコアの所定点数に含まれるものである。

すなわち、メタルコアの点数は、算定告示の「第2章 特掲診療料」の「第12部 歯冠修復及び欠損補綴」の「M 002 支台築造（1歯につき）」の項に規定されており、それが歯冠修復あるいは欠損補綴の一環であることは明らかであるが、算定告示は右「M 002 支台築造（1歯につき）」の項の1で、「窩洞形成、印象採得、装着等の費用を含むものとする。」と規定しているのである。つまり、メタルコアを製作するための印象採得などの費用は、メタルコア製作のための一連の診療行為であると解されるから、当然、暫間被覆冠の費用もメタルコアの所定点数に含まれるのである。

（注）1 メタルコア

実質欠損の大きい失活歯に対して根管等により築造物を維持し、填塞又は被覆して支台歯形態に修復することを支台築造というが、鑄造物により築造することをメタルコアという。

2 印象採得

歯冠修復物あるいは欠損補綴物を製作するには口腔内の状態を正確に再現した作業模型が必要で、この模型を作るために口腔内の型（印象）を採ることをいう。

第二 A子患者に対する処置について

一 原告は、これまでの準備書面においてA子患者に対する処置についての事実関係を述べているが、次のとおり疑問がある。

なお、被告は、平成九年一月一七日付け準備書面（三）（以下「被告準備書面（三）」という。）の第二の二の1においても原告の主張の疑問点を挙げたが、原告がこれに反論せず、また、その後さらにA子患者に対する処置についての事実関係を主張しているので、改めて疑問点を整理して指摘する。

1 原告は、平成八年一〇月一日付け準備書面の別紙一の一及び二においてA子患者に対して行った平成七年六月中の治療の内容について明らかにした。

しかしながら、A子患者の同月分の診療報酬明細書（乙第一号証）によれば診療実日数が六日間であり、原告が右準備書面で明らかにした四日分の治療内容と一致していない。

2 また、原告は平成八年一〇月一日付け準備書面の別紙一の一の五で、「実際に、平成七年六月六日時点における歯肉の状態は、かなり改善しつつある状態とはいえ、十分ではなかった。そのため、同日に歯槽膿漏の処置と歯周疾患指導管理料を行った。（中略）さらに、歯肉の状態を改善する目的で当該の歯に歯肉のマッサージ効果を高める上で欠かせない歯周治療用装置を装着した。その結果、歯肉の状態が改善され、一週間後に最終的な歯冠補綴物の製作に着手することができた。」旨主張するが、一般的に歯槽膿漏症は慢性的な疾患であるので、歯槽膿漏の処置、歯肉のマッサージ、歯周治療用装置の装着を行うことにより一週間程度で歯肉の状態が一時的に改善されることもあるものの、根本的に改善しているかどうかの判断は一、二か月をおいて検査するのが通常の方法であり、点数算定のルールも同様である（保険発二五号の（検査）の〈検査料〉の3の（19）（乙第一号証の一九一頁）。つまり、これらの処置を行うことによりかなり改善しつつあるが十分ではない状態から一週間後に最終的な歯冠補綴物の製作に着手することができる状態まで歯肉が改善されたとする旨の原告の主張は理解し難いものである。

また、前記のとおり、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着されるものであり、初診から一年半以上経過後の歯冠修復の一週間前に歯周治療用装置を装着することも理解し難いものである。

3 さらに、原告は、平成九年九月一日付け準備書面の第二の一において、「歯周治療用装置を装着した後、最終補綴物の製作に着手することを是とする判断を下す為の検査を行ったのは、平成七年六月一三日である。」また、その検査内容については、「歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過し、歯周治療用装置を装着する以前の歯肉の出血し易い状態が改善したことを確認した。」と主張する。

しかしながら、原告の行ったとする右検査においては、歯周治療における治療計画書に基づく治療方法（P（・）型）に定められた再評価検査の必要条件である「三点法以上のポケット測定検査」が行われておらず、これらの検査結果に基づき最終的な歯冠修復を行ったことは歯周治療における治療計画書に基づく治療方法（P（・）型）を医学的に逸脱したものであり、再評価検査の点数を算定することはもちろん不可であるが、原告の歯周治療における医学常識を疑わざるを得ないものである。

二 また、右一の点は暫く措くとしても、次のとおり、A子患者に対して装着した被覆

冠について点数を算定することはできない。

1 原告は、平成九年五月八日付け準備書面の第一の三の1において、A子患者に対して「平成七年六月六日、右上一、二番及び左上一番の歯牙について被覆冠を装着した（これが、本件において原告が歯周治療用装置として診療報酬請求したにも拘わらず、被告が減点査定した被覆冠である）。原告が右被覆冠を装着したのは、右三歯について根管充填の治療を行いメタルコアの印象を採得したことから、メタルコアの装着までの間、被覆冠を装着することにより咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであり」、右被覆冠は歯周治療用装置である旨主張する。

2 しかしながら、原告は六月六日に右上一、二番及び左上一番の歯にメタルコアの印象採得を行うとともに当該歯に被覆冠を装着し、その後同月一三日に当該歯にメタルコアを装着するとともに硬質レジン前装冠の印象採得を行い、同月二三日に硬質レジン前装冠を装着しているのである。したがって、右各被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復と一連で行われたことは明白であり、メタルコアの所定点数に含まれるものである。

3 また、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着するものであるが、右各被覆冠は最終補綴物を製作する一週間前に装着し、しかも、その後当該歯に対して歯周初期治療（歯石除去、歯周ポケット搔爬）や歯周外科治療等を行っていないのであるから、治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したものということができないことも明らかである。

4 したがって、右被覆冠について点数を算定することができないことは明らかである。

第三 B子患者に対する処置について

一 原告は、これまでの準備書面においてB子患者に対する処置についての事実関係を述べているが、次のとおり疑問点がある。

なお、被告は、被告準備書面（三）の第二の二の2においても原告の主張の疑問点を挙げたが、原告がこれに反論せず、また、その後さらにB子患者に対する処置についての事実関係を主張しているので、改めて疑問点を整理して指摘する。

1 原告は、平成八年一〇月一日付け準備書面の別紙二の四において「同年六月一四日、手前の犬歯の冠を除去することにより、当該の歯の視診と触診がより容易になり、さらに詳細な観察が可能となった。そのため、古いブリッジの縁の部分に新たな疾患の存在が明らかとなった。同年七月四日、患者の同意に基づいて古いブリッジを除去した。古いブリッジの除去により、それまでの診査では発見できなかったブリッジのポンティック部に隠されていた歯肉の炎症部分が明らかとなった。」と主張し、平成九年九月一日付け準備書面の第二の二の3においても「同七月四日、右上四番乃至六番の歯の古いブリッジを除去した。古いブリッジに隠されていた一部歯肉は発赤し軽度の刺激で血がにじみ出てく

る状態にあった。」と主張する。

しかしながら、原告は、本件患者に対してP（・）型の治療方法を選択しているのだから、適応検査、精密検査及び再評価検査などの歯肉の検査を十分に行っていると考えられ、原告自身も「原告は、再評価検査の算定要件である『三点法以上のポケット測定検査』『根面の平滑度検査』を行ったが、その他に視診や触診等を行い総合的に臨床症状を把握している。」と主張している（原告の平成八年一〇月一日付け準備書面の別紙二の六における「別紙一 第三、四項参照」の記述は「別紙一 第四、五項参照」の誤りと思われる。）のであるから、歯冠修復を行う最終治療の段階になって、犬歯の冠の除去や古いブリッジの除去によりそれまでの診査では発見できなかった新たな疾患の存在が明らかになった、あるいは、古いブリッジに隠されていた一部歯肉は発赤し軽度の刺激で血がにじみ出てくる状態にあったなどという原告の主張は理解し難いものであり、医学的に疑問が残るものである。

また、B子患者の平成七年七月分の診療報酬明細書は、同年八月の審査委員会において「診療内容不備」として返戻付せんを添付して原告に一旦返戻されたのであるが、翌月、原告から再度提出された診療報酬明細書及び返戻付せんには右に述べたことは何ら触れられていなかった（乙第二号証、第一四号証）。

2 また、原告は、「歯周治療用装置を装着した後、最終補綴物の製作に着手することを是とする判断を下す為の検査を行ったのは、平成七年七月一九日である。」「この再評価の具体的内容は、プラークの付着状態（歯周探針で歯面を擦過してプラークの付着を判定）、歯肉の炎症症状の改善度（視診により確認）、根面の平滑の程度（歯周探針により根面を擦過して根面の凹凸の有無を確認）、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過して歯肉の出血状態の確認などの検査である。」「なお、この日行われた再評価は、保険規則で定められている再評価検査の算定要件を含み、さらにその他の検査も行っている。ただし、再評価検査には三分の一顎単位とする要件が存在するため、三歯に限定して行われたこの日の再評価は再評価検査として算定できないことから、保険点数の請求は行っていない。」と主張する。

しかしながら、原告は、平成八年一〇月一日付け準備書面及び平成九年五月八日付け準備書面において平成七年七月一九日に再評価検査を行ったことを一言も述べていなかったのである。

また、そもそも、原告の行ったとする右検査においては、歯周治療における治療計画書に基づく治療方法（P（・）型）に定められた再評価検査の必要要件である「三点法以上のポケット測定検査」が行われておらず、これらの検査結果に基づき最終的な歯冠修復を行ったことは、歯周治療における治療計画書の基づく治療方法（P（・）型）を医学的に逸脱したものであり、点数を算定することはもちろん不可であるが、原告の歯周治療における医学常識を疑わざるを得ない。

さらに、再評価を三歯（右上四番、五番、六番）に限定して行い、三分の一顎単位の要

件を満たす歯冠修復を行っている七番の歯牙について何故歯肉の状態を確認する再評価を行わなかったのかも疑問である。

二 また、右一の点は暫く措くとしても、次のとおり、B子患者に対して装着した被覆冠について点数を算定することはできない。

1 原告は、平成九年五月八日付け準備書面の第一の三の2において、B子患者に対して平成七年七月四日に右上六番の歯牙について被覆冠を装着したのは、「当日同歯牙上の冠を切断除去し同歯牙の齶蝕処置を行ったことから、被覆冠を装着することによって、象牙質露出による歯牙の疼痛を防止するとともに感染を防止し、また、咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためである(り)」、右被覆冠は歯周治療用装置である旨主張する。

しかしながら、前記のとおり、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着するものであるが、原告は歯冠修復を行う最終段階になって右被覆冠を装着しているのであるから、治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したものということができないことも明らかである。

したがって、右被覆冠について点数を算定することができないことは明らかである。

2 また、原告は、平成九年五月八日付け準備書面の第一の三の2において、B子患者に対して七月一二日に右上四番の歯牙及び五番の欠損部についてブリッジ形態の被覆冠を装着したのは、「右上四番の歯牙についてメタルコアの印象を採得したことから、メタルコアの装着までの間被覆冠を装着することによって、咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであった」と主張する。

しかしながら、原告は、七月一二日に右上四番の歯にメタルコアの印象採得を行うとともに当該歯に被覆冠を装着し、その後同月一九日にメタルコアを装着している。したがって、このメタルコアは歯冠修復及び欠損補綴に区分されている治療であり、ブリッジの印象採得が同月一九日に実施されていることから、右被覆冠は、歯冠修復、欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠であり、メタルコアの所定点数に含まれるものである。

また、原告は、同月一二日に右上五番の欠損部に被覆冠を装着し、その後同月一九日にブリッジの印象採得を行い、同月二八日にブリッジを装着していることから、右被覆冠は、歯冠修復、欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠であり、最終的な治療としての歯冠修復、欠損補綴の一環として行われた暫間被覆冠であることも明白である。

さらに、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着するものであるが、原告は右各被覆冠を歯冠修復あるいは欠損補綴を行う最終段階になって装着しているのであるから、治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したものということができないことも明らかである。

したがって、右各被覆冠について点数を算定することができないことは明らかである。